

## 高山市歴史的風致維持向上計画（第二期計画）案

### 1. 第二期計画策定の目的

第一期計画での取り組みにより、町並み景観や回遊性の向上、住民活動の活発化等、一定の成果が得られた一方で、居住者の減少・少子高齢化の進展に伴う担い手不足は未だ深刻であり、歴史的建造物の維持や伝統文化の継承に関する事業については更に重点的に取り組む必要がある。加えて、一部の地域への来訪者の集中、外国人旅行者の増加に伴う対応力の強化、日本遺産等の歴史資源の活用といった新たな課題への対策が求められている。

当市のまちづくりを進めるうえでの柱の一つとして、継続的に歴史的風致の維持及び向上を図り、今後50年、100年先にも本市固有の歴史的建造物や伝統文化が継承されるとともに、取り組みから波及する市民の郷土愛の醸成、交流人口の増加、定住の促進等による地域活性化につなげていくため、第二期計画を策定し引き続き事業を推進する。

### 2. 計画期間

平成30年度～36年度（7カ年）

### 3. 高山市が維持及び向上すべき歴史的風致

#### (1) 城下町の地割にみる歴史的風致

旧城下町の町人地は、城下町時代の地割を今に伝え、江戸時代の面影を残す町家建築が密度高く建ち並ぶ。そこに暮らす人々は屋台組を中心としたコミュニティの強い結束により、高山祭や町並み保存、秋葉様信仰等の活動を伝統的に行っている。

#### (2) 高山祭の屋台行事にみる歴史的風致

高山祭は、春の山王祭と秋の八幡祭の総称であり、江戸時代の初め頃を起源として今に続く。祭礼行事は旧城下町を舞台に、屋台を守り続ける屋台組の人々の強い思いと誇りによって執り行われ、屋台は伝統的な町並みの中を曳かれる。また、屋台を収納する屋台蔵は、屋台組にとっての中心的施設となっており、旧城下町のシンボルの一つとなっている。

#### (3) 東山寺院群にみる歴史的風致

飛騨を平定した金森氏は城下町を整備する中で、城下町の東に連なる山裾に数々の寺院を建立・移築した。これらは現在も東山寺院群として残されており、それぞれの寺社では金森氏や高山ゆかりの人物に関する法要、神社祭礼といった年中行事が脈々と受け継がれている。

#### (4) 飛騨匠の技と心にみる歴史的風致

飛騨工制度は、古代に税を免じてまでも木工技術者を都へ派遣するよう定めた全国唯一の制度で、市内には飛騨匠による社寺建築や町家建築等が数多く残されている。建築技術をはじめ、飛騨春慶、一位一刀彫といった伝統工芸や家具製造の中にも、飛騨匠の技術や感性が古代から現代まで受け継がれている。

#### (5) 歴史街道と農山村集落にみる歴史的風致

金森氏は城下町の形成にあたって、東西南北から城下町へと入り込む街道の整備を行い、各地から運ばれた物資によって町人経済は発展し、各地の文化の流入により豊かな町人文化が醸成された。また、各街道沿いの農山村集落では、城下町の文化と周辺地域の文化との混交が見られるのが特徴であり、独自の伝統芸能や民俗風習が今でも各集落で継承されている。

### 4. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

#### (1) 歴史的建造物等の保存・活用に関する課題

居住者の減少や高齢化により維持管理が困難となる町家や古民家は、今後も更に増加することが予想され、喫緊の課題である。また、建造物の老朽化対策や耐震化に要する所有者の負担も増している。

#### (2) 歴史的景観等の保全・活用に関する課題

無電柱化が未整備の地域においては、電柱や電線が歴史的景観を阻害しているほか、町並みと不調和な屋外広告物や建築物の早期改修、居住者の減少等による農山村景観の悪化が課題である。

また、古い町並境界に来訪者が集中しているため、良好な歩行空間の創出による市街地での回遊性の向上や、日本遺産等の歴史文化資産を活用した市域全体での周遊性の向上のほか、外国人旅行者を含む来訪者に各地域の歴史文化の魅力をいかに伝えるかが課題である。

#### (3) 歴史と伝統を反映した人々の活動に関する課題

居住者の減少や少子高齢化の進展により、伝統文化や伝統技術、地域コミュニティの担い手不足は年々深刻さを増しており、これまで地域の歴史的風致を支えてきた人々の活動の継続がますます困難となるであろうことが課題である。

### 5. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

#### (1) 歴史的建造物等の保存・活用に関する方針

- 歴史的建造物等の修理・修景や耐震化に対する支援により、適切な保存を促進する
- 伝統的建造物群保存地区や市街地景観保存区域の拡大を推進する
- 歴史的建造物の登録有形文化財への登録や景観重要建造物への指定を推進する
- 所有者による維持管理が困難な建造物について、官民連携も含む様々な手法により、保存・活用を図る

#### (2) 歴史的景観等の保全・活用に関する方針

- 歴史的な町並みやアクセス道路の無電柱化により、歴史的景観の再生を図る
- 景観計画との連携により、魅力ある町並み景観の創出や農山村景観の保全を図る
- 道路の美装化や新たな歩行動線の確保、交通体系の見直しによる良好な歩行空間の創出により、市街地における回遊性の向上を図る
- 日本遺産や農山村集落の歴史文化資産を活用し、市域全体での周遊性の向上を図る
- 外国人旅行者に対し、地域の歴史文化の成り立ちや魅力を伝えることができる通訳ガイドの育成確保を図る

### (3) 歴史と伝統を反映した人々の活動に関する方針

- 祭礼行事や伝統文化、伝統技術の後継者育成に対する支援により、継承を図る
- 郷土の歴史文化の語り部を育成する
- 祭礼行事や伝統行事の担い手を確保するための新たな仕組みを構築する
- 景観町並保存会等の各種団体や学校・地域との協働により、郷土教育を推進する

## 6. 事業範囲及び重点区域の位置

計画の対象区域は市全域とし、事業範囲は市域全体とする。

特に重点的に歴史的風致の維持及び向上を図る区域を重点区域として定める。重点区域は、複数の維持及び向上すべき歴史的風致が重なり合い、それらが一体となって本市の歴史的風致の良好な環境を形成している範囲である旧城下町の区域「城下町高山」とする。(別図参照)

## 7. 歴史的風致の維持及び向上に資する事業

### (1) 歴史的建造物等の保存・活用に関する事業

- 歴史的建造物活用整備事業（下町における若者等活動拠点施設、人道橋周辺等）
- 歴史的町並保存事業（伝統的建造物群保存地区建造物の修理、修景に対する助成）
- 景観重要建造物等修景事業
- 伝統構法木造建築物耐震化事業

### (2) 歴史的景観等の保全・活用に関する事業

- 無電柱化等事業
- 人道橋整備事業
- 宮川朝市通り修景整備事業
- 町並み景観歩行空間創出事業（景観配慮型の舗装、側溝等の整備）
- 日本遺産活用整備事業（案内表示等の整備）
- 城山公園等整備事業（案内表示等の再整備）
- スポット整備事業
- 町並み景観保全事業（看板、生垣、板塀設置に対する助成）

### (3) 歴史と伝統を反映した人々の活動に関する事業

- 屋台保存事業（保存団体、修理事業に対する助成）
- 伝承芸能保存事業（保存団体に対する助成、めでた講座等の開催）
- 郷土の歴史・文化の語り部育成事業
- 伝統行事担い手支援事業（担い手支援組織の創設）

※計画策定後に掲載すべき事業が具体化した場合は、計画変更により事業追加を行う



重点区域の範囲（案）

